

渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（令和元年渋川市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(保全地区の指定の告示)

第3条 条例第9条第3項（条例第10条第2項で準用する場合を含む。）の規定による告示は、渋川市公告式条例（平成18年渋川市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

(事業計画の届出等)

第4条 事業者は、条例第11条の規定による届出を行うときは、事業計画に係る事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 事業区域の境界から周囲50メートル以内の区域の土地及び建物を明示した2,500分の1以上の縮尺の概況図
- (2) 太陽光発電設備を設置する場所を明示した25,000分の1以上の縮尺の地形図
- (3) 太陽光発電設備の構造図及び着色した透視図
- (4) 土地利用計画平面図
- (5) 排水計画平面図
- (6) 造成を行う場合は、その計画平面図及び断面図
- (7) 擁壁の設置を行う場合は、その背面図及び断面図
- (8) 立地環境に関する概要書（様式第2号）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の届出があったときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

- 3 市長が事業者に対し、必要な助言及び指導を行う場合は、審査指示書（様式第3号）により通知するものとする。
- 4 審査指示書の通知を受けた事業者は、事業計画を当該審査指示書により通知された内容に適合させるために関係行政機関、近隣住民等との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。
- 5 審査指示書の通知を受けた事業者は、その内容を十分検討し、事業計画が当該審査指示書により通知された内容に適合する見込みがないと判断したときは、事前協議取下書（様式第4号）を市長に提出するものとする。
- 6 審査指示書の通知を受けた事業者は、事業計画が当該審査指示書により通知された内容に適合するに至ったときは、審査指示事項回答書（様式第5号）を市長に提出するものとする。
- 7 市長は、第1項の規定により提出された事前協議書及び添付書類が条例の基準に適合していると認めるとき、又は審査指示事項回答書の提出があった場合において、その内容が審査指示書により通知した内容に適合すると認めるときは、事前協議終了通知書（様式第6号）により、事業者に通知するものとする。
- 8 事業者は、提出した事業計画に係る事前協議書の内容を変更しようとするときは、事業計画変更届（様式第7号）に変更しようとする内容が確認できる書類を添付し、速やかに市長に届け出なければならない。

（条例第12条第2項の標識）

第5条 条例第12条第2項の標識（以下この条において「標識」という。

）は、太陽光発電設備設置計画についてのお知らせ（様式第8号）とする。

- 2 事業者は、事業区域内の公衆の見やすい場所に標識を設置しなければならない。
- 3 事業者は、標識を設置したときは、標識設置報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付し、当該標識を設置した日から起算して3日以内に市長に報告しなければならない。

（1） 標識を設置した場所が明示された図面

（2） 標識の設置状況及び記載内容が分かる写真等

4 事業者は、前項の規定により報告した内容に変更が生じた場合は、設置した標識の内容を変更した後、標識設置変更報告書（様式第10号）に前項に掲げる書類を添付し、当該標識の内容を変更した日から起算して3日以内に市長に報告しなければならない。

（説明会の開催）

第6条 事業者は、条例第12条第2項の規定による説明会（以下この条及び次条において「説明会」という。）を開催したときは、説明会開催報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付し、当該説明会を開催した日から起算して7日以内に市長に報告しなければならない。

（1） 説明会で配布した資料

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（意見の申出）

第7条 条例第12条第3項の規定による意見の申出を行おうとする近隣住民等は、説明会が開催された日から起算して14日以内に、事業者に対し事業計画に対する意見を記載した書類（以下この条及び次条において「意見書」という。）を提出するものとする。

2 事業者は、意見書の提出があったときは、説明会が開催された日から起算して21日以内に、意見の概要を記載した書面に当該提出があった意見書の写しを添付し、市長に報告しなければならない。

（近隣住民等との協議）

第8条 事業者は、意見書の提出があった日から起算して14日以内に、当該意見書を提出した近隣住民等に対し当該意見書に対する見解を示した書類（次項及び第3項において「見解書」という。）を提出し、協議しなければならない。

2 事業者は、見解書を提出し協議を行うときは、近隣住民等に対しその内容を説明し、当該近隣住民等の理解が十分に得られるよう行うものとする。

3 事業者は、第1項の協議を行ったときは、意見書及び見解書の写しを添付した協議状況報告書（様式第12号）により、当該協議が終了した日から起算して7日以内に市長に報告しなければならない。

(事業計画の許可申請)

第9条 条例第13条第1項の許可を受けようとする者は、事業計画の許可申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(事業計画に定める事項)

第10条 条例第13条第2項第14号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の施行に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得の状況
- (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第16条第1項の規定による電気事業者との特定契約又は同条第2項の規定による電気事業者との一時調達契約の締結の状況

(事業計画の許可申請に係る添付資料)

第11条 条例第13条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類及び事前協議終了通知書の写しとする。

- (1) 事業者及び工事施行者の住民票の写し(これらの者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書)
- (2) 委任状(代理人が届出する場合に限る。)
- (3) 事業者及び工事施行者が条例第14条第2項第3号に該当しないことを誓約する書類
- (4) 事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (5) 土地等権利者同意書(借地の場合に限る。)
- (6) 事業区域の境界から周囲50メートル以内の区域の土地及び建物を明示した2,500分の1以上の縮尺の概況図
- (7) 太陽光発電設備を設置する場所を明示した25,000分の1以上の縮尺の地形図
- (8) 太陽光発電設備の構造図及び着色した透視図
- (9) 土地利用計画平面図
- (10) 排水設備の構造を示す図面
- (11) 造成を行う場合は、その計画平面図及び断面図
- (12) 擁壁の設置を行う場合は、その背面図及び断面図

(13) 維持管理に係る計画書(様式第14号)

(14) 事業者及び工事施行者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書類

(15) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく発電設備の廃棄費用(撤去及び処分費用)の積立計画に関する書類

(16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可の基準)

第12条 条例第14条第1項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。次号において「鳥獣保護法」という。)第28条第1項の鳥獣保護区を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が十分に取られていること。

(2) 事業区域に鳥獣保護法第29条第1項の特別保護区を含まないこと。

(3) 事業区域の周辺地域に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲の伐採であること。

2 条例第14条第1項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

ただし、当該基準を満たさない場合であっても、周辺地域の景観を阻害しないための十分な措置が取られていると認められる場合は、渋川市太陽光発電設備設置審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で、これらの基準に適合しているものとみなす。

(1) 太陽光発電設備の高さは10メートル以下であり、太陽電池モジュールの色は黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度の目立たない色であること。

(2) 事業区域と隣接する土地との間に別表で定める幅の緩衝帯が設けられていること。

(3) 民家等に隣接して太陽光発電設備を設置する場合には、低木、目隠しフェンス等により当該民家等から直接見えないよう配慮がされていること。

ること。特に景観への配慮が必要となる地域に太陽光発電設備を設置する場合には、低木、目隠しフェンス等により通行者、車両や民家等から直接見えないよう配慮がされていること。

(4) 事業区域が、国指定史跡、国登録有形文化財、県指定重要文化財、県指定史跡、市指定重要文化財及び市指定史跡の敷地又は区域の境界から100メートル以上離れていること。

3 条例第14条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
ただし、当該基準を満たさない場合であっても、土砂崩れ、^{いっ}洪水等を防止するための十分な措置が取られているものと認められる場合は、審議会の意見を聴いた上で、これらの基準に適合しているものとみなす。

(1) 事業区域に砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地を含まないこと。

(2) 事業区域に水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域を含まないこと。

(3) 事業区域に地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域を含まないこと。

(4) 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を含まないこと。

(5) 事業区域に森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林の存する土地を含まないこと。

(6) 事業区域に河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域を含まないこと。

4 条例第14条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 造成計画が宅地防災マニュアル（平成19年3月28日国都開第27号）の基準に適合したものであること。

(2) 地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版及び地上設置型太陽光発電システムの構造設計例に基づくものとするなど、安全性を確保したものであること。

- 5 条例第14条第1項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
 - (2) 排水施設の構造が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準を満たすものであること。
 - (3) 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条第1項に掲げる基準を満たす方法で設置されていること。
 - (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されていること。
- 6 条例第14条第1項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じるおそれがある場合は、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
 - (2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。
 - (3) 盛土部分の土砂が崩壊しないように締固めその他の措置が講じられていること。
 - (4) 事業区域の境界に境界杭及びフェンス等の工作物が設置されていること。
- 7 条例第14条第1項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について、道路の幅員を4メートル確保できるよう事業区域を後退させるなど太陽光発電設備の搬入の用に供する車両（第17条において「搬入車両」という。）の通行に支障がないようにするための措置が講じられていること。
 - (2) 大型車の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。
- 8 条例第14条第1項第8号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

ただし、当該基準を満たさない場合であっても、近隣住民等の生活環境を保全すべき十分な措置が取られているものと認められる場合は、審議会の意見を聴いた上で、これらの基準に適合しているものとみなす。

- (1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他の太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。
- (2) 太陽光発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準に適合していること。
- (3) 事業完了後に、太陽光発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。
- (4) 太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さに関わらず日本産業規格 C 8 9 5 5 「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に規定される強度を有し、規格に基づいた施工を行い、強風及び大雪による被害を未然に防ぐ措置が講じられていること。
- (5) 太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。

(審議会の議)

第 1 3 条 市長は、条例第 1 4 条第 3 項の規定により審議会の議を経ようとするときは、付議書により付議するものとする。

2 付議書には、条例第 1 3 条第 1 項の規定による許可の申請（以下「許可申請」という。）に対する市長の意見を付するものとする。

3 審議会は、付議された許可申請の内容が自然環境、景観及び近隣住民等の生活環境の保全上支障があるか否かを審査するものとする。

4 審議会は、付議された許可申請について議決をしたときは、その内容を記載した答申書を市長に提出するものとする。

5 市長は、答申書の提出があったときは、その内容を十分に参酌した上で、事業計画の許可又は不許可を決定するものとする。

(変更許可の申請)

第 1 4 条 条例第 1 5 条第 1 項の許可を受けようとする者は、事業計画の変更許可申請書（様式第 1 5 号）に変更内容が確認できる書類を添付して市

長に提出しなければならない。

（許可通知書及び許可しない旨の通知書）

第 15 条 市長は、許可申請又は条例第 15 条第 1 項の規定による変更の許可に係る申請があった場合において、許可をするときにあつては許可通知書（様式第 16 号）により、許可をしないときにあつては許可しない旨の通知書（様式第 17 号）により申請者に対し通知するものとする。

（条例第 16 条の規則で定める標識）

第 16 条 条例第 16 条の規則で定める標識は、渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の許可標識（様式第 18 号）とする。

（搬入車両への表示）

第 17 条 条例第 17 条第 1 項及び第 2 項の規則で定める事項は、許可事業者の氏名（許可事業者が法人その他の団体である場合にあっては、名称。次項において同じ。）とする。

2 条例第 17 条第 1 項の規定による表示は、許可に係る搬入車両である旨にあっては日本産業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 1 4 0 ポイント以上の大きさの文字を、許可事業者の氏名にあっては日本産業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 9 0 ポイント以上の大きさの文字を用い、かつ、認識しやすい色の文字で搬入車両の両側面に鮮明に表示することとする。

（着手の届出）

第 18 条 条例第 18 条の規定による届出は、太陽光発電設備設置の着手届出書（様式第 19 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（1） 許可通知書の写し

（2） 標識を設置した場所が明示された図面

（3） 標識の設置の状況及び標識に記載された内容が分かる写真等

（完了等の届出）

第 19 条 条例第 19 条第 1 項の規定による届出は、太陽光発電設備設置の完了（廃止）届出書（様式第 20 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 工事における各工程の写真
- (2) 工事完了状況が確認できる写真
- (3) 事業区域の位置を示す図面
- (4) 土地利用計画平面図

2 条例第19条第2項の規定による通知は、許可の内容に適合していると認める場合にあっては検査済証（様式第21号）により、適合していないと認める場合にあっては検査済証を交付できない旨の通知書（様式第22号）により行うものとする。

（関係書類の閲覧）

第20条 事業者は、条例第20条の規定による閲覧をさせる場合は、あらかじめ、閲覧をさせる場所及び時間を定めて行わなければならない。

（条例第24条第1項の学識経験を有する者）

第21条 条例第24条第1項の学識経験を有する者は、法律、経済、環境、景観、農林業、土木及び行政に関し豊富な経験及び優れた知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者とする。

（身分証明書）

第22条 条例第32条第2項の身分を証明する書類は、身分証明書（様式第23号）とする。

（書類の提出部数）

第23条 条例及びこの規則に基づき市長に提出する書類は、正本及び副本とし、その部数は、正本にあっては1部、副本にあっては市長が必要とする部数とする。

（その他）

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和元年10月1日規則第16号）

この規則は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第3条、第13条及び第21条の規定は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月10日規則第4号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第12条第5項第3号の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。

別表（第 12 条関係）

事業区域の面積	緩衝帯の幅
0.3ヘクタール未満	1メートル
0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満	2メートル
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	3メートル
1ヘクタール以上1.5ヘクタール未満	4メートル
1.5ヘクタール以上5ヘクタール未満	5メートル
5ヘクタール以上15ヘクタール未満	10メートル
15ヘクタール以上25ヘクタール未満	15メートル
25ヘクタール以上	20メートル